

**障害者総合支援法に基づく伊豆市社協訪問介護事業所運営規程**  
**(居宅介護及び重度訪問介護及び同行援護)**

社協規程 第 48 号  
平成 19 年 3 月 28 日制定  
平成 22 年 1 月 1 日改正  
平成 23 年 10 月 1 日改正  
平成 30 年 3 月 14 日改正  
令和 6 年 5 月 27 日改正

((事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人伊豆市社会福祉協議会（以下「法人」という。）が設置する伊豆市社協訪問介護事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護及び重度訪問介護及び同行援護（以下「居宅介護等」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、障害者等（以下「利用者」という。）及び障害児の保護者（利用者を含め、以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場にたった適切な居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営む事ができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 居宅介護等の実施当たっては、利用者等の必要なときに必要な居宅介護等のサービス提供ができるよう努めるものとする。
- 3 居宅介護等の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者等の所有する市町村、他の指定障害者福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前三項のほか、障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成 25 年静岡県条例第 34 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 3 条 法人は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等

の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 伊豆市社協訪問介護事業所
- (2) 所在地 静岡県伊豆市本立野 531 番地の 1

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人以上（常勤職員。サービス提供責任者兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し、法令等において規程されている居宅介護等の実施に関する規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 1人以上

サービス提供責任者は、居宅介護等の計画を作成し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明のうえ交付するほか、事業所に対する居宅介護等の利用の申込にかかる調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

- (3) 従業者 常勤換算方法で 2.5 人以上

従業者は、居宅介護等の計画に基づき居宅介護等の提供に当たる。

- (4) 事務職員 1人（常勤職員、他の職員と兼務）

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月 29 日から 1 月 3 日までを除く。

- (2) 営業時間 午前 8 時 15 分から午後 5 時 15 分までとする。

- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。

- (4) サービス提供時間 午前 8 時 15 分から午後 5 時 15 分までとする。

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）

- (2) 知的障害者（18歳未満の者を除く）

- (3) 障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）

- (4) 精神障害者（18歳未満の者を除く）

## (居宅介護等の内容)

第8条 事業所で行う居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

### (1) 居宅介護等の計画の作成

### (2) 身体介護に関する内容

- ア 食事の介護
- イ 排せつの介護
- ウ 衣類着脱の介護
- エ 入浴の介護
- オ 身体の清拭、洗髪
- カ 通院等の介助 ((3) の事業として実施する通院等の介助を除く)
- キ その他必要な身体の介護

### (3) 家事援助に関する内容

- ア 調理
- イ 衣類の洗濯、補修
- ウ 住居等の清掃、整理整頓
- エ 生活必需品の買い物
- オ 関係機関との連絡
- カ その他必要な家事

### (4) 重度訪問介護に関する内容

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対して、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、その他静岡県条例で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。

### (5) 同行援護に関する内容

- ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）
- イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ウ 排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

### (6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

- (2) から (5) に附帯するその必要な介護、家事、相談、助言。

## (利用者から受領する費用の額等)

第9条 居宅介護等を提供した際には、支給決定障害者等から当該居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から法第29条第3項又は法第39条第2項の規定により算定された介護給付費若しくは特例介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

3 第11条に定める通常事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を支給決定障害者等から徴収する

ものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、利用者と事業所の協議によるものとする。

- 4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し該当サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

#### (利用者負担額等にかかる管理)

第10条 事業所は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に指定障害者福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者総合支援法施行令第17条第1項に規程する負担上減額、又は同令第21条第1項に規程する高額障害福祉サービス費算定基準を超えるときは、事業所は、当該指定障害者福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等に通知するものとする。

#### (通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、伊豆市内の区域とする。

#### (緊急時等における対応方法)

第12条 現に居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

#### (苦情解決)

第13条 提供した居宅介護等に関する利用者等並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定居宅介護等に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規程により静岡県知事又は市町村長が行う報告若しくは文章その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは居宅介護等事業所の設備若しくは帳簿書類その他物件の検査に応じ、及

び利用者等並びにその家族からの苦情について市町村、又は静岡県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村、又は静岡県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規程する運営適正化委員会が同法第 85 条の規程により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 14 条 事業所は、利用者への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

（感染症発生及びまん延防止対策）

第 15 条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないために、委員会の設置、指針の整備、従事者に対する感染症に関する研修や訓練を定期的に実施し、適切に実施するための必要な措置を講じる。

（その他運営に関する重要事項）

第 16 条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 カ月以内

- (2) 繼続研修 年 1 回

2 職員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であったものに、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約に盛り込むものとする。

4 事業所は他の居宅介護等業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文章により利用者等並びにその家族に同意を得るものとする。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、利用者等に対する居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から 5 年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人会長が別に定める。

#### 附 則

(委任)

1 この規程を実施するため必要な事項については、別途これを定める。

(施行期日)

2 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 1 月 1 日改正）

この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 10 月 1 日改正）

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 24 日改正）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 5 月 27 日改正）

この規程は、令和 6 年 5 月 27 日から施行し、改正後の社会福祉法人伊豆市社会福祉協議会障害者総合支援法に基づく伊豆市社協訪問介護事業所運営規程の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。